

消 防 災 第 182 号  
平成 30 年 11 月 27 日

各都道府県消防防災主管部局長 様

消防庁国民保護・防災部防災課長  
(公 印 省 略)

### 防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進について

平素より消防防災行政の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査等について」(平成 29 年 4 月 20 日付け消防災第 58 号)により照会しました調査結果を別添 1 のとおり取りまとめ、本日報道発表を行いましたのでお知らせします。

調査の結果、平成 29 年度末時点で地方公共団体が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等 190,642 棟のうち 13,128 棟 (6.9%) で耐震性が確保されていませんでした。

特に、災害時に救助・救急活動の拠点となる消防本部・署所はもとより、地方公共団体の災害対策本部が置かれる庁舎についても、熊本地震等で、耐震性の不足により使用不能となり災害応急対策の支障となった例も生じたことから、災害時の地方公共団体の業務継続性確保の観点から、耐震化に早急に取り組む必要があります。

政府においても、近年の広範囲な集中豪雨などの気象の大きな変化に対応して、防災・減災・国土強靱化のための緊急対策を 3 年集中で講じることとしており、この緊急対策の中に、消防本部・署所及び災害対策本部が置かれる庁舎の耐震化も盛り込まれる予定です。従いまして、消防庁としては、近日中に補強・建替等の対応方針や着工予定年度等についての調査を行うこととしており、その調査を通じて、各地方公共団体の取組を強く促していくこととしております。

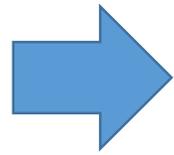
貴都道府県におかれては、本調査結果を踏まえ、防災拠点となる公共施設等の耐震診断や、診断結果に基づく耐震改修を推進していただくとともに、貴管内市町村に対しても、本調査結果の周知と併せてこれらの取組を推進するよう適切な助言を行っていただきますようお願いいたします。

また、東日本大震災後、緊急に実施する必要性が高い取組に対する財政措置として創設された緊急防災・減災事業債 (対象：耐震化等、地方債充当率：100%、交付税措置率：70%)、市町村役場機能緊急保全事業債 (対象：庁舎建替え、地方債充当率 90% (交付税措置対象 75%)、交付税措置率：30%) はいずれも東日本大震災の復興・創生期間である平成 32 年度までとされています (別添参照)。

本通知は消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

担当	消防庁国民保護・防災部防災課 震災対策専門官 陰山 暁介 震災対策係長 木村 義寛 事務官 片山 宗士
TEL	03-5253-7525
FAX	03-5253-7535

○ 平成28年4月の熊本地震では、災害応急対策の拠点となるべき市町村庁舎が、耐震性の不足により使用不能となり、災害応急対策の支障となった例も生じた。



災害時の業務継続性の観点からも、**消防本部・消防署所**はもとより、**災害応急対策の拠点となる市町村庁舎については、下記の支援措置を活用し、耐震化に早急に取り組むことが必要。**



熊本地震で被災した宇土市庁舎

## ■ 緊急防災・減災事業債

※耐震診断に係る経費については特別交付税措置あり(措置率0.7)

### 【耐震化に係る対象事業】

- ・**災害時に災害対策の拠点となる公共施設等の耐震化**
- ・指定避難所とされている公共施設等の耐震化
- ・社会福祉事業の用に供する公共施設の耐震化 など

※天井落下防止対策事業、耐震診断を行った結果必要とされた非構造部材の耐震補強工事についても対象

※消防署所等については、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象

### 【地方債の充当率等】

充当率100% 交付税措置70%

### 【事業年度】

**平成32年度まで**

## ■ 公共施設等適正管理推進事業債

### 【耐震化に係る対象事業】

- ・市町村役場機能緊急保全事業  
昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等

### 【要件】

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるもの

### 【地方債の充当率等】

充当率 起債対象経費の90%以内  
交付税措置 起債対象経費の75%を上限として、この範囲で充当した市町村役場機能緊急保全事業債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入

※地方債の充当残については、基金の活用が基本

### 【事業年度】

緊急防災・減災事業債にあわせて、平成32年度まで(4年間)